

# V 表示区分の見直し、注記事項の拡充 税効果会計基準等の改正 に伴う開示のポイント

有限責任監査法人トーマツ  
公認会計士 淡河 貴絵

## はじめに

平成30年2月に、企業会計基準28号「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（以下、「税効果会計基準一部改正」という）、企業会計基準適用指針28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下、「税効果適用指針」という）、改正企業会計基準適用指針26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下、「改正回収可能性適用指針」という）等（これらの会計基準等を合わせて「平成30年改正税効果会計基準等」という）が公表された。

前記の公表を受けて、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「連結財規」という）、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「財規」という）、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等（以下、合わせて「連結財規等」という）および「会社計算規則」の改正案が公表されている。

本稿では、平成30年改正税効果会計基準等において、開示に関する早期適用が認められていることから、平成30年3月期決算に、開示について早期適用する場合のポイントを記載する。

なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であり、筆者の所属する法人の見解ではないことをあらかじめ申し添える。

## 平成30年改正税効果会計基準等の概要

平成30年改正税効果会計基準等に

（図表1）平成30年改正税効果会計基準等において見直しを行った取扱い

<p><b>開示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示（表示区分の見直し）（税効果会計基準一部改正2項）</li> <li>・注記事項（注記事項の拡充）（税効果会計基準一部改正3項から5項）</li> </ul> <p><b>会計処理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い（税効果適用指針8項(2)②）</li> <li>・（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い（改正回収可能性適用指針18項）</li> <li>・投資時における子会社の留保利益に対して繰延税金負債を計上する取扱い（税効果適用指針24項、113項および114項）</li> </ul>
---

おいて見直しを行った取扱いは、図表1のとおりである。

開示および会計処理のいずれも、平成30年4月1日以後開始する年度の期首から適用することとされているが、開示については、平成30年3月31日以後最初に終了する年度の年度末

（図表2）繰延税金資産および繰延税金負債の表示区分の見直し

<p>改正前の表示区分</p> <p>主に関連した資産および負債の分類に基づき、以下の区分に表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繰延税金資産 「流動資産」 または「投資その他の資産」</li> <li>・繰延税金負債 「流動負債」または「固定負債」</li> </ul>	→	<p>改正後の表示区分</p> <p>以下の区分に表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繰延税金資産 「投資その他の資産」</li> <li>・繰延税金負債 「固定負債」</li> </ul>
---	---	---

貸借対照表における繰延税金資産および繰延税金負債の表示区分は、平成30年改正税効果会計基準等、連結財規等改正案および会社計算規則改正案において、図表2のとおり、見直しされている（税効果会計基準

## 表示（表示区分の見直し）

に係る財務諸表から適用することができ、平成30年3月期決算においては、早期適用することが認められている（税効果会計基準一部改正6項参照）。